

事業主の皆さまへ

地域雇用開発奨励金

支給申請の手引

目次

地域雇用開発奨励金の趣旨・概要	2
支給の流れと支給額	3
計画書の提出	4
奨励金を受給できる事業主の要件	5
設置・整備費用として認められる経費	6
対象経費の算定	7
対象労働者の雇入れ	13
創業として認められる要件	15
完了届（第1回支給申請書）の提出	16
併給調整	17
2回目以降の支給申請	18
支給にあたっての注意	20
記載例	22



厚生労働省
都道府県労働局
ハローワーク（公共職業安定所）

地域雇用開発奨励金の趣旨・概要

地域雇用開発奨励金は、求人が少ない地域において雇用の場を増やした事業主に対して支給する奨励金です。

求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している地域（**同意雇用開発促進地域**）および若年層・壮年層の流出が著しい地域（**過疎等雇用改善地域**）において、雇用保険の適用事業所（※）を設置・整備し、それに伴いその地域に居住する求職者を一定の条件で雇い入れた場合、設置・整備に要した費用と増加した人数に応じて、一定の金額を助成します。〔対象労働者の職場への定着状況などを考慮の上、設置・整備が完了した日から最大3回（3年）支給〕

対象地域は、厚生労働省ホームページまたは設置・整備を行う事業所の所在地を管轄する労働局（以下「管轄労働局」）に確認してください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/120427.html

トップページ>政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>雇用>事業主の方のための雇用関係助成金>地域雇用の開発のために

- ※ 労働者を雇用する事業主は、雇用保険被保険者に関する届出その他の事務を、支店や工場など、事業所ごとに処理しなければなりません（雇用保険法施行規則第3条）。ただし、事業所の規模が小さく、事務処理能力がない場合は、独立した適用事業所とはせずに、本社などで一括して事務処理することが申請により認められます（事業所非該当承認申請）。

この奨励金は、雇用保険適用事業所となる施設を設置・整備し、それに伴って労働者を雇い入れた場合に支給するものですので、**事業所非該当施設の設置や非該当施設への設備投資、雇入れなどは奨励金の対象となりません。**

この奨励金は地域における求職者の雇用環境の改善を目的としており、事業主の開業支援を目的としたものではありません。

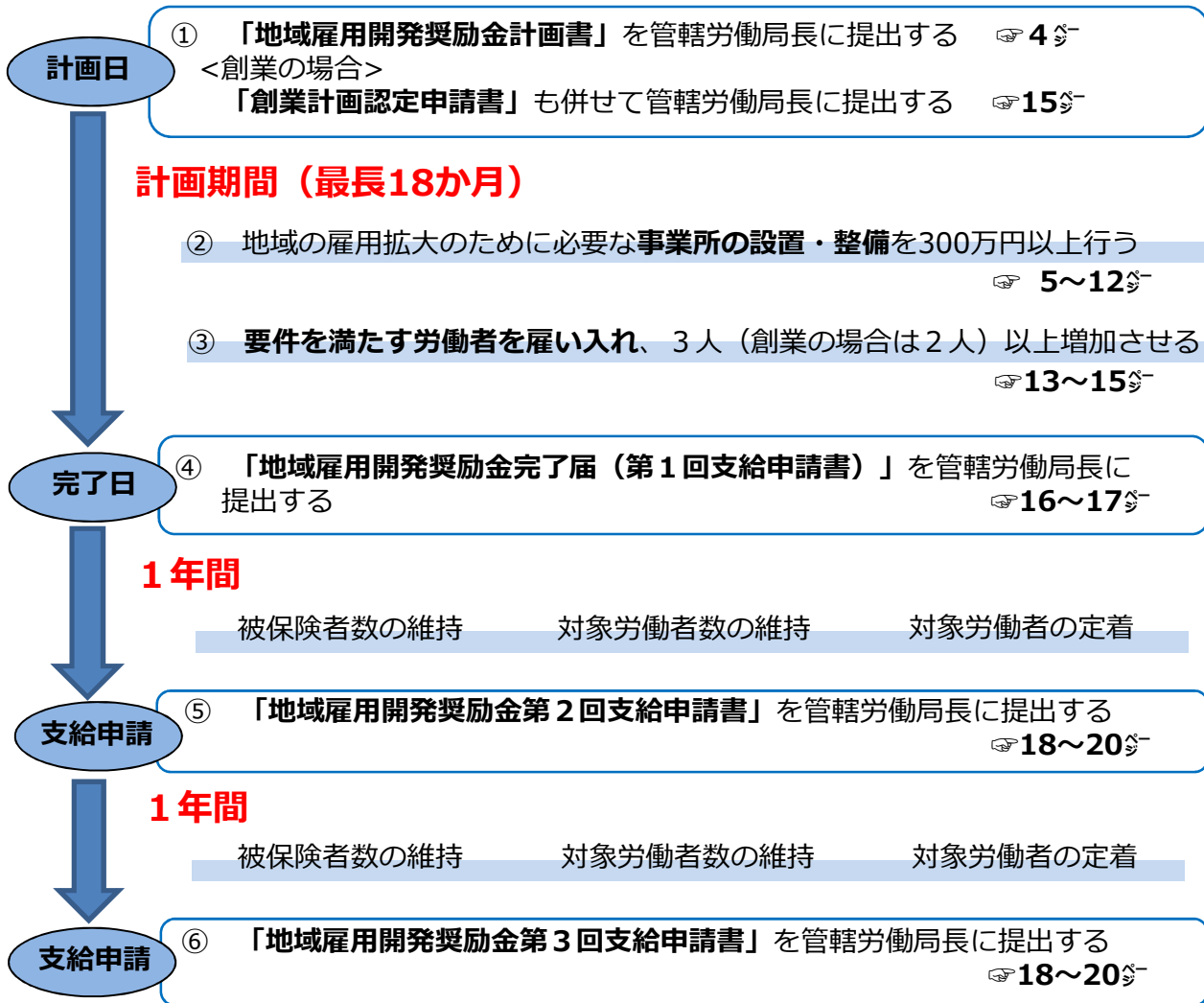
そのため、労働者の定着率が悪いなど、労働者の雇用環境の改善に役立ったと認められない場合は、支給の対象となりません。また、厳格な支給要件があり、雇い入れた労働者や設備投資費用の全てが認められるとは限りませんので、当初の資金計画においてはご注意ください。

- ◆このパンフレットは、平成27年4月10日現在の地域雇用開発奨励金の支給申請について概説したものです。

平成27年4月10日以降に計画書を提出する場合は、この手引の要件が適用されます。

支給の流れと支給額

■ 奨励金の支給を受けるためには、以下の手続きが必要です。



※ 支給申請書提出後、書類審査に加え、原則として事業所の実地調査を行います。

■ 支給額

完了届の内容を審査した後、設置・整備に要した費用および雇い入れた労働者の増加人数に応じて、下表の額を支給します（1回目）。**創業の場合は、1回目の支給時に1回の支給額の1/2の金額を上乗せ**して支給します（創業として認められる要件は15万円参照）。その後、2回目、3回目の要件を満たす場合、1回目（上乗せ支給分を除く）と同額を1年ごとに支給します【最大3回支給】。

設置・整備費用	対象労働者の増加人数（）内は創業の場合のみ適用			
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

2回目、3回目の支給要件 （18～20万円参照）

- ・ 前回、支給決定を受けていること
- ・ 申請期間内に支給申請書が提出されていること
- ・ 事業所において労働者数の維持が図られていること
- ・ 対象労働者の定着が図られていること

計画書の提出

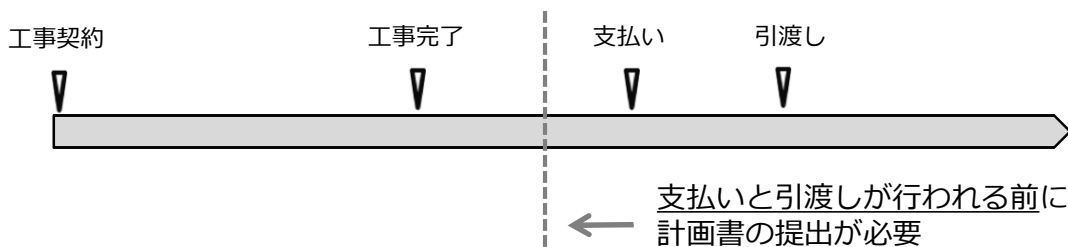
この奨励金では、計画書の提出があった日（計画日）から、その計画が完了した旨の届出があった日（完了日）までの間の設置・整備費用および雇入れを支給額決定の基礎としています。したがって、奨励金の支給を受けようとする事業主は、計画書の提出にあたって、下記「工事・購入・賃貸のスケジュールと計画書提出の時期」に留意してください。計画書の提出前に行われた設置・整備および雇入れは算定対象になりません。計画書の記載例は22頁に掲載しています。

計画書に添付する書類

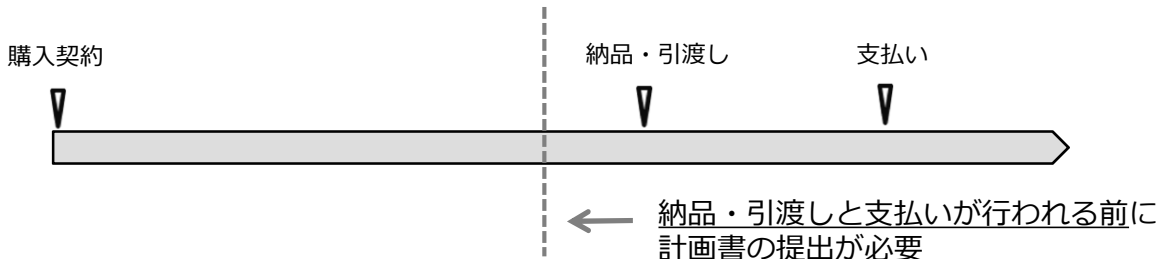
- ・ 事業所状況等申立書(地様式第13号)、事業所概要が分かる資料（パンフレット、組織図等）
- ・ 〈創業の追加助成を希望する場合〉
創業計画認定申請書(地様式第3号)、申請事業主の職歴書（地様式第3号別紙1）
- ・ 〈施設・設備の設置整備にあたり国の補助金等の交付を受ける(予定である)場合〉10頁参照

工事・購入・賃貸のスケジュールと計画書提出の時期

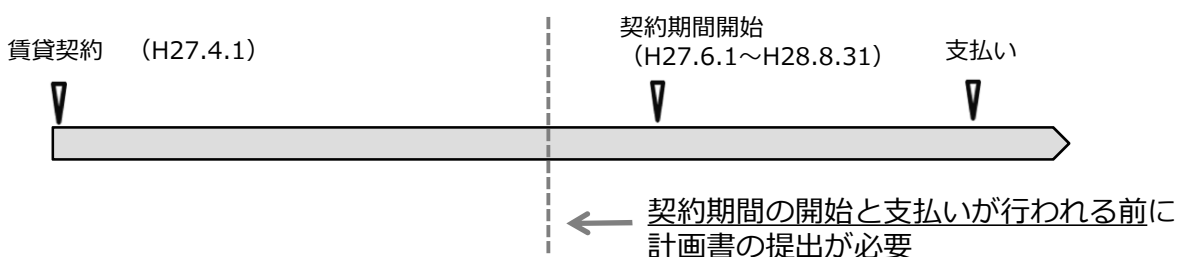
①工事の場合



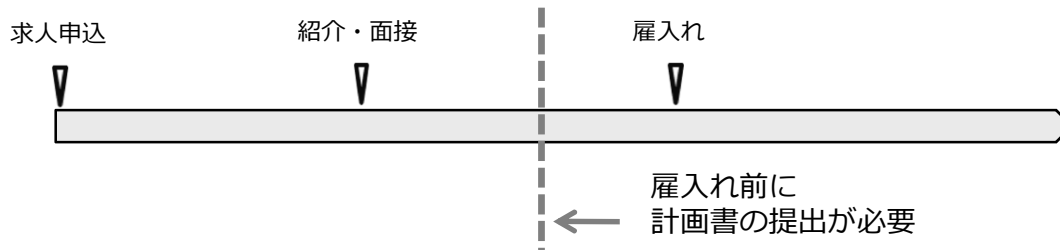
②購入の場合



③賃貸の場合



雇入れのスケジュールと計画書提出の時期

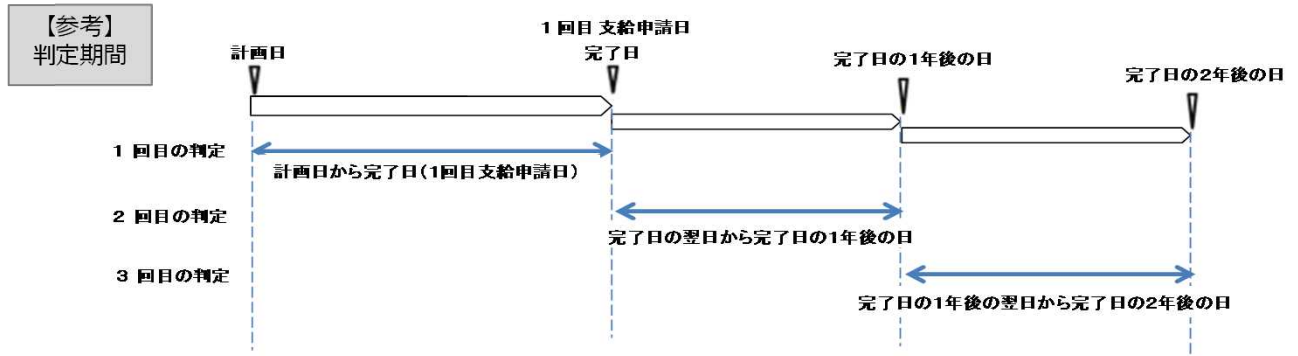


奨励金を受給できる事業主の要件

■以下の要件を全て満たしていることが必要です。

- ① 設置・整備した施設の雇用保険適用事業主であること
- ② 各判定期間※に、事業所で雇用する被保険者を解雇等事業主の都合により離職させていないこと
- ③ 各判定期間に、特定受給資格者であると認められた離職者の数が3人を超え、かつ、計画日における当該事業所の被保険者の数の6%を超えていないこと

※判定期間とは、第1回は計画日から完了日、第2回は完了日の翌日から完了日の1年後の日、第3回は完了日の1年後の日の翌日から完了日の2年後の日までの間をいいます。



- ④ 各支給申請日の1年前の日から支給申請日の前日までに、労働関係法令をはじめとする各種法令違反を行っていないこと
- ⑤ 不正行為により各種助成金の支給を受け、または受けようとして、3年間にわたり助成金の不支給措置がとられている事業所でないこと
- ⑥ 労働保険料を滞納していないこと
- ⑦ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定する風俗営業であるなど、設置する事業所の内容が不適切でないこと

風俗営業法		具体例	
風俗営業 (2条1項)	接待飲食等営業 (2条4項)	1号 キャバレー、ショーパブ 2号 クラブ、スナック	
性風俗関連 特殊営業 (2条5項)	店舗型性風俗特殊営業 (2条6項)	1号 ソープランド 2号 ファッションヘルス 3号 ストリップ	4号 ラブホテル 5号 アダルトショップ 6号 出会い系喫茶
	無店舗型性風俗特殊営業(2条7項)	1号 デリバリーヘルス	2号 アダルトDVD宅配
	映像送信型性風俗特殊営業(2条8項)	アダルトサイト	
	店舗型電話異性紹介営業(2条9項)	テレクラ	
	無店舗型電話異性紹介営業(2条10項)	ツーショットダイヤル	
接客業務 受託営業 (2条11項)	1号 接客飲食等営業(2条4項1号及び2号に限る) からの委託	コンパニオン派遣業 外国人芸能人招聘業 芸者置屋	
	2号 店舗型性風俗特殊営業からの委託		

- ⑧ 高年齢者雇用確保措置の勧告を受け、是正措置を講じていない事業主でないこと
- ⑨ 労働基準法に規定された労働関係帳簿類および会計関係帳簿類を備え、適正に管理・記帳された帳簿類を、審査や実地調査の際に労働局の求めに応じ、速やかに提出する事業主であること
 - ・労働関係帳簿：出勤簿・タイムカード、賃金台帳、労働協約、労働者名簿、雇用契約書など
 - ・会計関係帳簿：総勘定元帳、現金出納簿、小切手帳、事業所の預金通帳など
- ⑩ 暴力団関係事業所の事業主でないこと
- ⑪ 地域の雇用構造の改善に資する事業主であること
 - ・近年、大量の離職者や解雇者を出している、社会保険加入の要件を満たしているのに未加入であるなど、労働者の雇用環境が良好であるといえない事業所は不支給となる可能性があります。

設置・整備費用として認められる経費

この奨励金の支給を受けるには、雇用の拡大が見込まれる事業所（非該当施設は対象外）の設置・整備に要した費用の総額が300万円以上（消費税含む）であることが必要です。対象となる経費には、工事費、購入費、賃借費があり、経費として認められるものと認められないものがあります。商品や賃貸用施設として収入が得られるものや、事業主の自宅などは対象となりません。また、支払いは金融機関等への振込によるものとします。

●設置・整備費用として認められるもの・認められないものの例

	認められる経費（消費税を含む）	認められない経費
工事 (不動産)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1 契約の支払額が20万円以上となる事業所や店舗などの新・増設工事費用 (建築工事、及びこの建築工事に付随する土地造成・設計監理・基礎工事・外構工事・電気工事・各種設備工事、内装工事など) ○ 賃借した事業所や店舗などにかかる 1 契約が20万円以上の内装などの工事費用 <p>▶計画期間内の支払額が対象経費となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不動産登記の手数料 ○ 申請者以外の名義で不動産登記される部分 ○ 事業主などの自宅を含む事業所や店舗などの施設全体 ○ 1 契約が20万円未満のもの <p>▶ 設置・取付工事を必要としない動産は、動産の購入として判断します。</p>
購入 (不動産)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1 契約の支払額が20万円以上となる不動産購入費用 <p>▶計画期間内の支払額が対象経費となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地購入費用 ○ 不動産登記の手数料 ○ 1 契約が20万円未満のもの
購入 (動産)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1 点の支払額が20万円以上となる動産の購入費用 (機械、装置、工具、器具、備品、車両、船舶、航空機、運搬器具など) ○ 購入に伴う運搬費用、取付費用 <p>▶計画期間内の支払額が対象経費となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原材料、消費財 ○ 1 点の価格が20万円未満のもの (複数の動産をまとめて購入した場合でも、1点ごとの価格で判断します)
賃借 (不動産)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1 契約の支払額（共益費を含む）が20万円以上となる事務所や店舗などの賃借費用 ○ 事業に必要な車を購入した場合の駐車場 <p>▶契約期間が1年以上で、かつ更新が見込まれるものについて、計画期間内の支払額（1年分を限度）が対象経費となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地賃借料 ○ 仲介手数料 ○ 敷金、礼金、建設協力金 ○ 計画期間内の支払額（1年分を限度）が20万円未満のもの ○ 賃貸契約の更新が見込まれないもの
賃借 (動産)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1 点についての支払額が20万円以上となる、動産の賃借またはリース費用 ○ 賃借またはリースに伴う運搬費用、取付費用 <p>▶契約期間が1年以上で、かつ更新が見込まれるものについて、計画期間内の支払額（1年分を限度）が対象経費となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保証金 ○ 保守およびメンテナンス費用 ○ 計画期間内の支払額（1年分を限度）が20万円未満のもの (複数の動産をまとめて契約した場合でも、1点ごとの価格で判断します) ○ 賃貸契約の更新が見込まれないもの

●その他、設置・整備費用として認められないものの例

- ・ 計画期間外に引渡しがあった施設・設備にかかる費用、計画期間外に支払われた費用
- ・ 各種税金（消費税を除く）、各種保険料（リース料に含まれるものを除く）、振込手数料
- ・ 光熱水料（発電施設などを含む）・分割払により支払われた費用のうち手数料など（利子分は除く）
- ・ 無形固定資産（例：特許権、借地権(地上権を含む)、商標権、実用新案権、意匠権、鉱業権、漁業権(入漁権を含む)、ソフトウェア、のれん、電話加入権など）の取得費用
- ・ 国の補助金等の対象となっている施設・設備の設置・整備費用（必要な書類の提出がない場合）
- ・ 公の施設・設備（地方自治法第244条第1項に規定するもの）の設置・整備費用
- ・ 賃貸借契約により賃料を得る施設・設備の設置・整備費用（例：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム、地域密着型介護老人福祉施設など）
- ・ フランチャイズ等の加盟料、ロイヤリティの購入費
- ・ 事業主と密接な関係にある者との取引による不動産、動産の工事、購入および賃借に要した費用

●事業主と密接な関係者との取引は、費用の算定対象とはなりません。

	法人の場合	個人事業主の場合
認められない取引先	① 当該法人の代表者 ② 当該法人の代表者が代表者の法人 ③ 当該法人の代表者の配偶者 ④ 当該法人の代表者の配偶者が代表者の法人 ⑤ 当該法人の代表者の3親等以内の親族 ⑥ 当該法人の代表者の3親等以内の親族が代表者の法人 ⑦ 当該法人の取締役等 ⑧ 当該法人の取締役等が代表者の法人 ⑨ 計画日の前日から1年前の日から、当該法人の代表者と雇用関係にあった法人または個人事業主 ⑩ 当該法人の親会社、子会社及び関連会社	⑪ 当該個人事業主 ⑫ 当該個人事業主が代表者の法人 ⑬ 当該個人事業主の配偶者 ⑭ 当該個人事業主の配偶者が代表者の法人 ⑮ 当該個人事業主の3親等以内の親族 ⑯ 当該個人事業主の3親等以内の親族が代表者の法人 ⑰ 計画日の前日から1年前の日から、当該個人事業主と雇用関係にあった法人または個人事業主 ⑱ 当該個人事業主の関連事業主

※⑨、⑰には、共同経営者や合同会社の社員など、雇用関係はなくても同等の関係がある場合を含みます。
 ※上記表以外でも、労働局長が密接な関係者との取引と判断する場合、その費用は算定対象外となります。

【①の例】

法人（代表者A）が、法人代表者であるA個人から備品を購入する場合、その購入費用は費用の算定対象として認められません。

【⑨・⑰の例】

従業員として働いていた者が、独立・創業するにあたり、働いていた事業所の設備を前事業主から買い取る場合、その購入費用は費用の算定対象として認められません。

設置・整備費用の算定

計画期間内（計画書提出から完了届提出までの間）に引渡しおよび支払いが行われた費用が算定対象となります。算定に当たっては、全て、消費税込みの金額で判断します。

工事の場合	1 契約の支払額が20万円以上の工事であること
--------------	--------------------------------

- 1 契約の工事費用は、建築工事及びこの建設工事に付随する土地造成・設計監理・解体工事・基礎工事・外構工事・電気工事・各種設備工事・内装工事など、その契約内の諸費用を含みます。
- 各種工事に取付や設置工事を必要としない動産が含まれている場合、その動産を工事費用に含めることはできません。

工事費用に含められる動産の例	工事費用に含められない動産の例
・照明器具 ・空調設備 ・厨房設備 ・バス、トイレ ・カーテンレール、ブラインド ・スプリンクラー など、取付工事を行っている動産	・机、テーブル、椅子 ・棚、書架 ・作業台、受付台 ・ベッド、ワゴン など、取付工事を行っていない動産（※） ※これらの動産は、別途、動産の購入または賃借として1点の価格で判断します。

不動産の購入の場合**1 契約の支払額が20万円以上であること**

- 土地の購入は、算定対象として認められません。
- 分割払いで支払いを行う場合で、計画期間内に支払った合計額が20万円以上となる場合は、計画期間内に支払いが完了した額を上限として算定対象となります。

動産の購入の場合**1 点の支払額が20万円以上であること**

- 少額の動産のまとめ買いにより20万円以上になったとしても、算定対象とは認められません。1点ごとの価格で判断します。
- 分割払いで支払いを行う場合で、計画期間内に支払った合計額が20万円以上となる場合は、計画期間内に支払いが完了した額を上限として算定対象となります。
- 購入に伴い発生した運搬費用、取付費用などは購入額に含めることができます。

不動産の賃借の場合**1 契約の支払額が20万円以上であること**

- 賃貸契約期間が1年以上で、かつ、更新が見込まれる場合は算定対象となります。契約期間の終了後に更新しないと明示されている場合は算定対象として認められません。
- 支払った賃貸料（最大で1年分）が20万円以上の場合、算定対象として認められます。
- 複数年契約の場合は、1年に割り戻した賃貸料が20万円以上となる場合、算定対象として認められます。
- 売上高などにより賃貸料が変動する場合は、計画期間内に支払った額（最大で1年分）が20万円以上となる場合、算定対象として認められます。
- 駐車場は、土地の賃借に該当することから、原則、算定対象として認められません。ただし、事業に必要な車を購入し算定対象とした場合で、その車を駐車するための駐車場を借りた場合、計画期間内に支払った賃貸料（最大で1年分）が20万円以上となる場合のみ、算定対象として認められます。

動産の賃借の場合**1 点の支払額が20万円以上であること**

- 賃貸契約期間が1年以上で、かつ、更新が見込まれる場合は算定対象となります。契約期間の終了後に更新しないと明示されている場合は算定対象として認められません。
- 計画期間内に支払った1点分の賃借料（最大で1年分）が20万円以上の場合、算定対象として認められます。
- 少額の動産をまとめて賃借（リースを含む）することにより20万円以上になったとしても、算定対象とは認められません。1点ごとの賃借料で判断します。
- 賃借に伴い発生した運搬費用、取付費用などは賃借料に含めることができます。

その他の注意事項

- 実地調査において確認ができない動産・不動産は、設置・整備費用の算定対象として認められません。保管や使用していない状態にあるものなど、雇用の拡大のために必要と認められないものも対象外となります。
- 分割払い・賃貸料などの場合、支払時期が到来していない費用について計画期間内に前払いしても、算定対象とはなりません。

■ 建物の一部に賃貸用の施設（※）が含まれる場合

賃貸用の施設は、事業所部分を除き、経費の算定対象とはなりません。事業所と一体の建物内に、賃貸用の施設がある場合でも、賃貸用の施設部分と共有部分（うち雇用の拡大が見込まれない部分）は経費の算定対象となりませんので、注意してください。

※ 賃貸用の施設とは、テナントに貸し出す場所や、利用者の住居となる施設をいいます。

（例：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム、地域密着型介護老人福祉施設など）

事業所部分	○	・事務所、応接室、従業員控室、調理人を雇い入れる場合の厨房など
共有部分		・借り主及び借り主以外の利用者が共有して使用する部分
雇用拡大見込みあり	○	・老人ホーム内の通所介護施設・機能訓練室・診療所など
雇用拡大見込みなし	×	・玄関、廊下、トイレ、庭など
賃貸用の施設部分	×	・賃貸料を受領する部分（住居、テナント）など、賃貸を行う部分

賃貸用施設を含む場合の対象経費の算定方法

賃貸用施設を含む施設については、事業主が以下の①および②の書類を提出した場合に限り、事業所部分および雇用拡大見込みのある共有部分が経費の算定対象として認められます。

- ① 施設の図面（全体図）・面積がわかるもの
- ② 事業所部分および雇用拡大見込みのある共有部分の面積がわかるもの
 - ◆施設の図面上を枠で囲うなど、事業所部分および雇用拡大見込みのある共有部分がわかるようにし、全体の総床面積と事業所部分および雇用拡大見込みのある共有部分の面積について、第三者（設計業者や工事業者など）から任意の方法で証明を受けてください。

〈算定方法〉

$$\text{算定対象費用} = \text{施設の工事費用} \times \left(\frac{\text{事業所部分の床面積}}{\text{総床面積}} \right)$$

※ 施設の工事費用については7ページの「工事の場合」を参照してください。

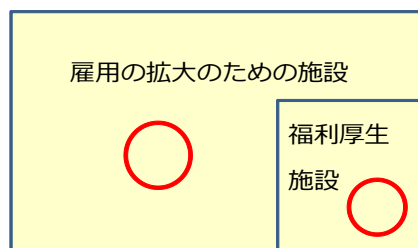
■ 建物の一部に事業主の自宅などが含まれる場合

事業主の自宅などと一体となっている施設は、事業主の自宅に対する助成にもなることから、施設全体が経費の算定対象となりません。

■ 建物の一部に福利厚生施設が含まれる場合

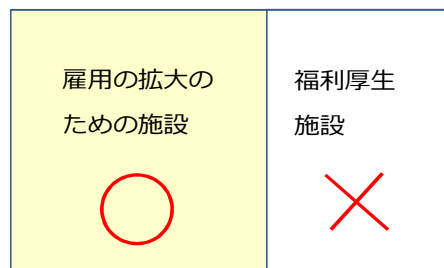
福利厚生施設とは、休憩室や社員食堂など、従業員の職場環境の向上のための施設をいいます。福利厚生施設に要した費用^{※1}が総費用の1/3以下か1/3を超えるか^{※2}で、算定方法が異なります。

【福利厚生施設の占める費用の割合が1/3以下】



・福利厚生施設を含めた額が経費の算定対象となります。

【福利厚生施設の占める費用の割合が1/3超】



・雇用拡大のための施設部分のみが経費の算定対象となります。

※1 福利厚生施設に要した費用の割合が1/3を超えているか否かは、床面積に応じて按分した工事費用に、付帯する動産を加えた費用で判断します（按分の方法は、9ページの賃貸用施設の場合と同じです）

※2 過疎等雇用改善地域に所在する事業所の場合は、1/2以下か1/2を超えるかで判断します。

■国の補助金等（地方公共団体を通じた間接補助金を含みます）の交付を受けている、または受けようとしている施設・設備

国から他の補助金等の交付を受けている、または受けようとしている施設・設備については、支援の重複を防ぐため特別の取扱いとなります。

国の補助金等を含む場合の対象経費の算定方法

国から他の補助金等の交付を受けている、または受けようとしている施設・設備については、以下の①および②の書類の提出があった場合に限り、その補助金等の交付額を差し引いた額が経費の算定対象として認められます。

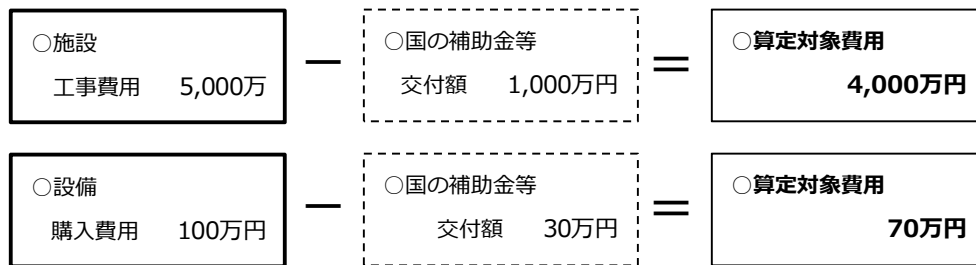
- ① 他の補助金等の交付対象となる施設・設備がわかるもの
- ② 他の補助金等の交付額がわかるもの

〈算定方法〉

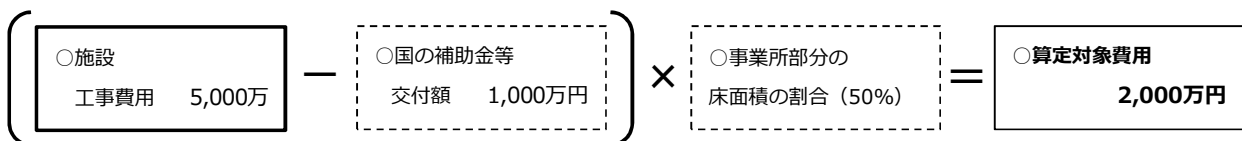
$$\text{算定対象費用} = \text{施設・設備の工事または購入費用} - \text{補助金等交付額}$$

〈算定の例〉

【例 1】施設・設備の工事または購入費用に補助金等が交付されている場合



【例 2】補助金等が交付されている施設の床面積の50%が、賃貸用の施設である場合（9条の賃貸用の施設の算定方法を参照）



（注意）

- ・ 工事費用は、7条の「工事の場合」を参照してください。
- ・ 賃貸用の施設を含む場合は、9条の賃貸用の施設を認める場合に必要となる書類が提出されていなければ施設全体が対象外となります。

■廃止された事業所または廃止予定の事業所を利用して新たに同じ事業を開始する場合

新設事業所と廃止事業所が次の①および②を満たす関係にある場合、廃止事業所から引き継いだ部分は算定対象とならず、拡大する部分についてのみ算定対象として認められます。

- ①発行済株式の総数、出資の総額に占める所有株式数、出資の割合のいずれかが50%を超える。
- ②代表取締役が同一人物である、または取締役を兼務している者がいずれかの取締役会の過半数を占めている。

■まとめて賃借（リースを含む）した動産の1点の価格の算定方法

以下の計算方法により、1点あたりの月額を算出し、計画期間内に支払った回数分（連続する12回分が上限）の合計額が20万円以上となったものに限り、算定対象として認められます。なお、端数が生じる場合は、価格は10円単位を切り上げ、割合は小数第3位を四捨五入してください。

以下、パソコン一式をリースする場合の算定例です。

① カタログや内訳から1点ごとの賃借価格が判明している場合

1点の賃貸月額を基に、実際に支払った月数（連続する12か月分が上限）を掛け、その額が20万円以上である場合、対象経費として認められます。

① 賃貸月額	② セット内容	③ カタログなどで 確認できる 個別の賃貸月額	④ 1点の賃貸月額 ③の価格	⑤ 支払い総額 ④×12	⑥ 経費算定の可否 20万円≤⑤
43,000円	サーバー	18,000円	18,000円	216,000円	○
	パソコン	3,000円	3,000円	36,000円	×
	パソコン	3,000円	3,000円	36,000円	×
	パソコン	3,000円	3,000円	36,000円	×
	複合機	16,000円	16,000円	192,000円	×
		総額 43,000円			

② カタログや内訳から確認できる1点ごとの賃借価格の合計額から割引がある場合

① 賃貸月額	② セット内容	③ カタログ等で 確認できる 個別の賃貸月額	⑤ 総額に占める 割合(③/④)	⑥ 1点の賃貸月額 ①×⑤	⑦ 支払総額 ⑥×12	⑧ 経費算定の 可否
40,000円	サーバー	20,500円	0.41	16,400円	196,800円	×
	パソコン	3,500円	0.07	2,800円	33,600円	×
	パソコン	3,500円	0.07	2,800円	33,600円	×
	パソコン	3,500円	0.07	2,800円	33,600円	×
	複合機	19,000円	0.38	15,200円	182,400円	×
		④ 総額 50,000円		合計 40,000円		

③ 1点ごとの賃借価格が不明でも、販売価格（定価など）がわかる場合

① 賃貸月額	② セット内容	③ カタログ等で 確認できる 個別の販売価格	⑤ 総額に占める割合 ③/④	⑥ 1点の賃貸月額 ①×⑤	⑦ 支払総額 ⑥×12	⑧ 経費算定の 可否
40,000円	サーバー	80万円	0.43	17,200円	206,400円	○
	パソコン	18万円	0.1	4,000円	48,000円	×
	パソコン	18万円	0.1	4,000円	48,000円	×
	パソコン	18万円	0.1	4,000円	48,000円	×
	複合機	50万円	0.27	10,800円	129,600円	×
		④総額 184万円		合計 40,000円		

④ 1点ごとの賃借価格も個別の販売価格も不明な場合

① 賃貸月額	② セット内容	③ 賃貸月額に占める割合 1/動産の個数	④ 1点の賃貸月額 ①×③	⑤ 支払総額 ④×12	⑥ 経費算定の可否
40,000円	サーバー	0.2	8,000円	96,000円	×
	パソコン	0.2	8,000円	96,000円	×
	パソコン	0.2	8,000円	96,000円	×
	パソコン	0.2	8,000円	96,000円	×
	複合機	0.2	8,000円	96,000円	×
			合計 40,000円		

⑤ 運搬・取付等諸費用が必要であり、運搬・取付等諸費用の額が個別にわかる場合

① 内訳	② 1点の賃貸月額	③ 支払総額 ②×12	④ 運搬・取付等諸費用の額	⑤ 合計額 ③+④	⑥ 経費算定の可否
サーバー	18,000円	216,000円	15,000円	231,000円	○
パソコン	3,000円	36,000円	5,000円	41,000円	×
パソコン	3,000円	36,000円	5,000円	41,000円	×
パソコン	3,000円	36,000円	5,000円	41,000円	×
複合機	16,000円	192,000円	20,000円	212,000円	○

⑥ 運搬・取付等諸費用が必要であり、運搬・取付等諸費用の額が個別にわからない場合

① 内訳	② 1点の賃貸月額	④ 支払総額 ②×12
サーバー	18,000円	216,000円
パソコン	3,000円	36,000円
パソコン	3,000円	36,000円
パソコン	3,000円	36,000円
複合機	16,000円	192,000円
③総額		43,000円

⑤ 運搬・取付等の総額	⑥ 総額に占める割合 ②/③	⑦ 1点ごとの運搬・取付等の額 ⑤×⑥	⑧ 合計額 ④+⑦	⑨ 経費算定の可否
50,000円	0.42	21,000円	237,000円	○
	0.07	3,500円	39,500円	×
	0.07	3,500円	39,500円	×
	0.07	3,500円	39,500円	×
	0.37	18,500円	210,500円	○

対象労働者の雇入れ

計画期間中（計画書の提出日から完了届の提出日までの間）に、次の要件を満たす人を雇い入れてください。

- ① 雇入れ（移転求職者の場合は完了日）時点で、地域に居住する求職者である（下記参照）
- ② ハローワーク、地方運輸局、地域雇用開発奨励金の取扱いに係る同意書を労働局に提出している有料・無料職業紹介事業者（以下「ハローワーク等」）の紹介により雇い入れられた求職者である
- ③ 雇入れ当初から、雇用保険の一般被保険者となる
- ④ 本奨励金受給後も継続して雇用される見込みがある（※1）
- ⑤ 雇入れ後、設置・整備を行った事業所で就労する（※2）
- ⑥ 過去3年間に、事業主の事業所で就労したり職場適応訓練(※3)を受けたことがない
- ⑦ 過去1年間に、資本金や組織的に関連のある事業所に雇用されていたことがない
- ⑧ 事業主と3親等以内の親族でない
- ⑨ 公の施設の管理を行うために雇い入れられた求職者でない
- ⑩ 就労支援A型事業所の暫定支給決定を受けた利用者でない

- ◆新規学校卒業者(※4)は、対象労働者数の1 / 3まで対象労働者とすることができます。
- ◆賃金未払いがある労働者については、対象労働者として認められません。
- ◆ハローワーク等の紹介以前に面接を行った場合や内定を出していた場合などは、当該労働者は対象労働者として認められません。

※1 有期雇用契約の場合は、以下の要件をいずれも満たしていることを雇用契約書及び雇用状況等申立書などで確認します。

- ・ 本人が希望すれば65歳以上まで契約更新が可能である。
- ・ 雇入れ時の年齢が61歳以上の場合、完了日の2年後の日以降まで契約更新が可能である。

※2 事業所の新設にあたり、事前に同一法人の既存の事業所で雇い入れた後に、新設事業所に配置転換する場合も、条件を満たせば対象労働者とすることができます。この場合、事業所の新設後は新設事業所が就業場所となることを求人票および雇用契約書などに明記する必要があります。

※3 職場適応訓練とは、実際の職場で作業について訓練を行うことにより、作業環境に適応することを容易にさせる目的で実施するものであり、訓練終了後は、その訓練を行った事業所に雇用してもらうことを期待して実施し、訓練を行った事業主に訓練費が支給されるものです。

※4 新規学校卒業者とは、新規中学校卒業者、新規高等学校卒業者は卒業年の6月末まで、新規大学等卒業者は卒業年3月末までに職業紹介を経ている者をいいます（ただし、定時制または通信制の課程に在学する者または卒業した者を除きます。）。なお、学校からの紹介の場合、地域雇用開発奨励金の取扱いに係る同意書を労働局に提出している学校であることが必要です。

■ 地域に居住する求職者とは・・・

同意雇用開発促進地域と過疎等雇用改善地域のどちらの地域区分の計画であるかにより、雇い入れることができる求職者の範囲が異なります。

同意雇用開発促進地域	①地域求職者
過疎等雇用改善地域	②過疎等雇用改善地域求職者 ③移転求職者 ④過疎等雇用改善地域転任者

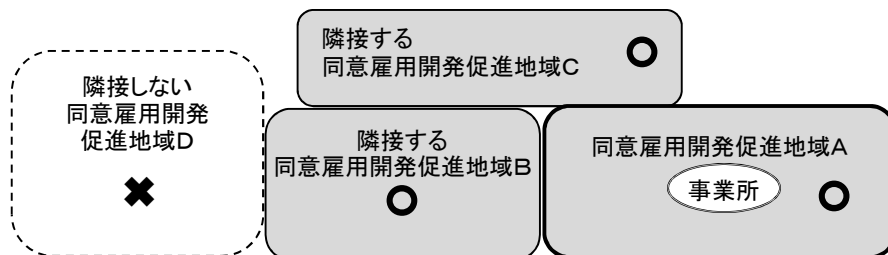
同意雇用開発促進地域と過疎等雇用改善地域に該当する地域および市町村は、厚生労働省ホームページまたは管轄労働局に確認してください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/120427.html

トップページ>政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>雇用>事業主の方のための雇用関係助成金>地域雇用の開発のために

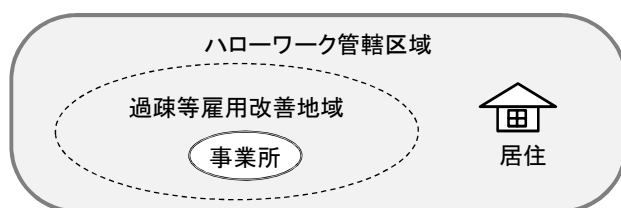
- 同意雇用開発促進地域に事業所を設置する計画の場合

① **地域求職者**：事業所の所在する同意雇用開発促進地域または隣接する同意雇用開発促進地域に雇入れ時点で居住する求職者

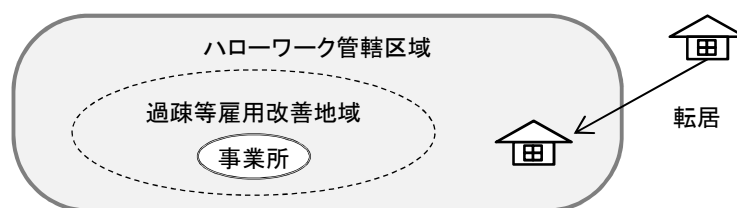


- 過疎等雇用改善地域に事業所を設置する計画の場合

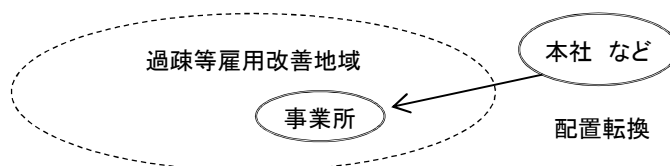
② **過疎等雇用改善地域求職者**：事業所の所在する過疎等雇用改善地域を管轄するハローワークの管轄区域内に雇入れ時点で居住する求職者



③ **移転求職者**：事業所の所在する過疎等雇用改善地域を管轄するハローワークの管轄区域内に、区域外から完了日までに住所・居所を移転する求職者



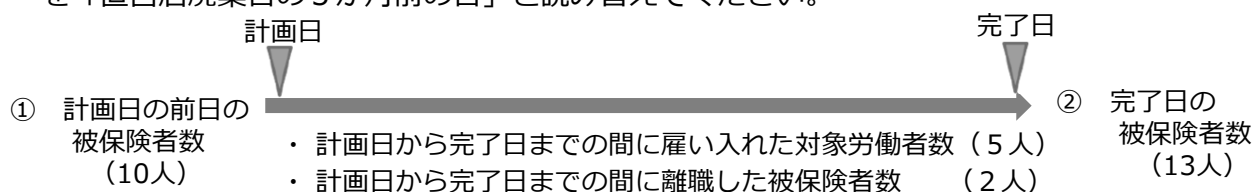
④ **過疎等雇用改善地域転任者**：グループ企業や関連会社から配置転換などにより過疎等雇用改善地域内の事業所に転任した人で、転任の日まで当該企業（本社など）において6ヶ月以上継続して雇用されている者



■対象労働者の数え方

対象労働者の人数は、被保険者の増加数（完了日時点の被保険者数－計画日の前日時点の被保険者数）を上限とします。雇い入れた人数ではありません。雇い入れた労働者よりも被保険者の増加数が少ない場合は、雇い入れた人の中から対象労働者となる人を選んでください。また、継続して2回目・3回目の支給を受けるためには対象労働者が定着している必要があります。対象労働者とした人を変更することはできませんので、ご注意ください。

※ フランチャイズ本部の直営店を買い取り創業する場合は、「計画日の前日の被保険者数」を「直営店廃業日の3か月前の日」と読み替えてください。



$$\text{対象労働者の人数} = \text{② (13人)} - \text{① (10人)} = \text{3人}$$

■新規学校卒業者の人数制限

この奨励金は、求人の少ない地域に居住する失業者の就職を支援するためのものですが、例外として、対象地域に居住する新規学校卒業者の雇入れも対象労働者数の1/3まで認められます。

- 例1：地域求職者4人と新規学校卒業者を1人雇い入れる場合
新規学校卒業者の割合（1/5）が1/3を下回るため、新規学卒者1人を対象労働者に含めることができます。
- 例2：地域求職者3人と新規学校卒業者を2人雇い入れる場合
新規学校卒業者の割合（2/5）が1/3を超えるため、新規学卒者2人のうち1人しか対象労働者に含めることができません。

創業として認められる要件

これまで事業を行ったことがなく、新たに事業を始める場合には、創業に対する特別の措置があります（3頁参照）。

創業として認められる事業主は、以下の要件の全てを満たしていることが必要です。支店や新店舗の設置、分社化、事業主の交代、事業拡大による新分野進出などによるものは認められません。（要件を満たしていない場合は、通常の事業主として取り扱います）。

- ① 新たに法人の設立または個人事業の開業を行う中小企業事業主であること
- ② 営業譲渡、営業の賃貸借、営業の委託等に伴い設立された法人または個人事業主でないこと
 - ◆営業譲渡契約等の有無にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、営業譲渡等と判断する場合があります。
 - ア. 屋号が同一である
 - イ. 取引先（顧客を含む）が引き継がれている
 - ウ. 商品・メニューなどが同一である
 - エ. 労働者が引き継がれている
- ③ 創業当初から、設立した法人または個人事業の業務に専ら従事する事業主（法人の場合は代表者）であること
 - ◆兼業している場合や名義のみの場合は、収入の有無にかかわらず認められません。
- ④ 創業日（※）の前日から起算して2か月前の日から、創業日から起算して2か月を経過する日までに計画書に創業計画認定申請書及び事業主の職歴書を添付し、提出すること
 - ※ 法人の場合：法人設立の日
 - 個人事業の場合：税務署に提出した「個人事業開業・廃業等届出書」に記載した開業日、または雇用保険の適用事業主となった日のいずれか早いほう
- ⑤ 親会社、子会社または関連会社とほぼ同等の関係にある事業主が存在しないこと
- ⑥ 法人の代表者または個人事業主が過去3年以内に法人の代表者または個人事業主であったことがないこと
- ⑦ 取締役会等の構成員の過半数が、他の事業主の取締役会等の構成員や元構成員でないこと

完了届（第1回支給申請書）の提出

事業所の設置・整備、対象労働者の雇入れを行った後、**完了届**を管轄労働局長に提出してください。完了届の記載例は24頁に掲載しています。

完了届の提出日または計画書の提出から18か月を経過する日が計画の**完了日**となります。完了日は、対象経費の算定期間や雇入れを行うことができる期間の末日であり、2回目・3回目の支給申請期間の起算日となります。

完了届の提出と完了日について	
計画書の提出から18か月以内に事業所の設置・整備、対象労働者の雇入れが完了した場合	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所の設置・整備、対象労働者の雇入れが行われた後であって、計画書の提出から18か月以内の任意の日に提出してください。 ●完了届の提出日が完了日となります。
計画書の提出から18か月が経過している場合	<ul style="list-style-type: none"> ●計画日から18か月を経過する日が完了日となります。 【例】計画日：平成27年8月1日 18か月を経過する日：平成29年1月31日（完了日） ●完了日から、2か月以内に完了届を提出してください。 ●期限までに完了届が提出されない場合、計画は失効し、奨励金の支給を受けることができなくなります。

■完了届（第1回支給申請書）に添付する書類

以下の書類を完了届に添付してください。

管轄労働局長がその他の書類の提出を求める場合もあります。

事業所設置の証明	支給要件確認申立書(共通要領様式第1号)、計画書受理通知書(地様式第2号)、事業所状況等申立書(地様式第13号)
対象労働者の証明	対象労働者申告書(地様式第14号)、雇用状況等申立書(地様式第16号)、住民票など住所が確認できるもの、雇用契約書または雇入れ通知書(写)、賃金台帳(写)、出勤簿(写)、職業紹介証明書 など
設置・整備費用の証明	設置・整備費用申告書(地様式第17号)、取引先の作成した設置・整備費用証明書(地様式第18号の1,2)、見積書(写)、請求書(写)、領収書(写)、金融機関の振込依頼書(写)、金融機関の振込明細書(写)、総勘定元帳、預金通帳または現金出納簿(該当部分の写)、その他工事・購入・賃借等の別による以下の書類など
不動産の工事・購入の場合	請負契約書(写)、登記事項証明書(写)、図面など
不動産の賃借の場合	賃貸借契約書(写) など
動産の購入の場合	売買契約書(契約書がない場合は納品書など)(写)、カタログなど価格が証明できるもの など
動産の賃借の場合	賃貸借契約書(写)、カタログなど価格が証明できるもの など
創業の証明	創業計画認定通知書(地様式第4号)、創業追加助成申立書(地様式第19号)、事業主の職歴書(地様式第3号別紙1)、その他以下の書類
法人の場合	登記簿謄本(登記事項証明書)または定款など法人の設立に必要な書類(写)
個人事業主の場合	開業届(写)

(参考) 特別な添付書類を要するもの

- ・賃貸用の施設または福利厚生施設を含む施設を設置・整備する場合・・・9頁を参照
- ・国の補助金等の交付対象となる施設を設置・整備する場合・・・10頁を参照
- ・フランチャイズ本部の直営店を買い取って設置・整備する場合・・・直営店廃業日の3か月前の日の被保険者数を証明できる資料(フランチャイズ本部が作成した当時の被保険者数の申立書など)

■ 実地調査

工事・購入・賃借された不動産・動産の確認や雇い入れた労働者の確認などを行うため、第1回の支給決定前に実地調査を行います。

【実地調査における確認事項の例】

- 設置・整備について
 - ・購入や賃借した動産が存在するか
- 帳簿などの確認
 - ・労働関係帳簿類は適切に備え付けられているか
 - ・会計帳簿等は適切に備え付けられているか
- 雇入れの確認
 - ・ハローワークへの求人提出
 - ・対象労働者の就業確認

◆ 実地調査で確認できない動産・不動産に要した費用は算定対象として認められません。不正受給を防止する観点から、取引先や対象労働者に対し聞き取りを行うことがあります。

併給調整

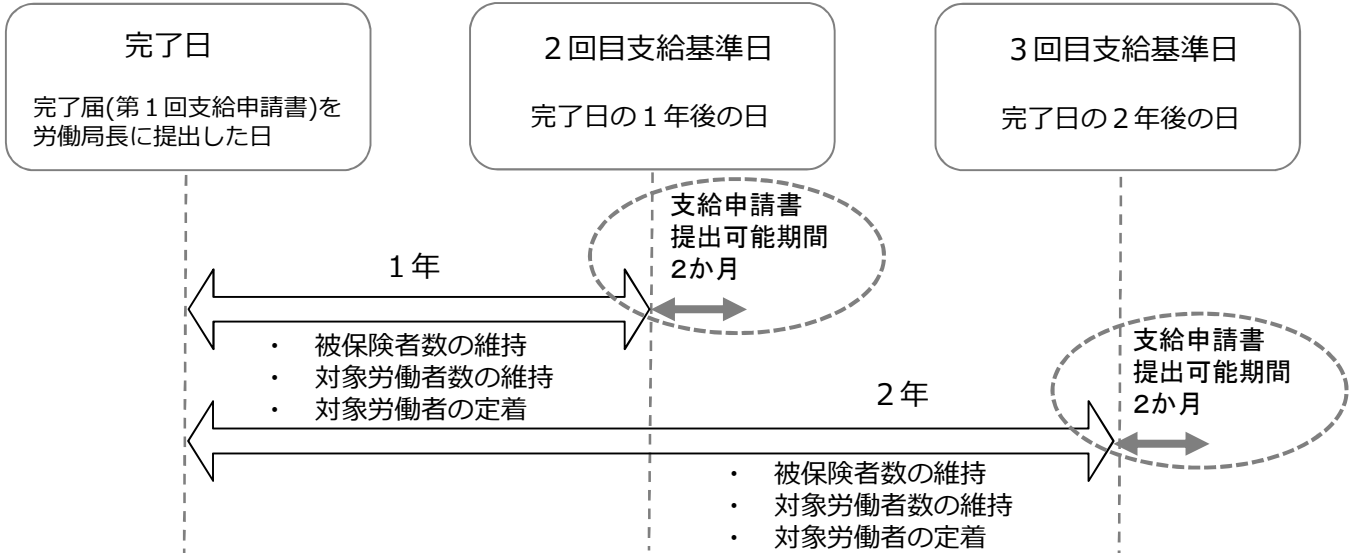
次の助成金の支給を受けた事業主は、その支給事由によっては、支給が制限されます。下記以外の助成金（厚生労働省以外の国からの助成金も含みます）も併給調整の対象となる場合があります。地域雇用開発奨励金以外に助成金の受給を受けようとする場合は、個別に管轄労働局又はハローワークにご確認下さい。

- ・雇用調整助成金（休業・教育訓練、出向）
- ・高年齢者雇用安定助成金
- ・トライアル雇用奨励金
- ・通年雇用奨励金（新分野進出、季節トライアル雇用）
- ・両立支援等助成金（事業所内保育施設設置・運営等支援助成金）
- ・職場定着支援助成金（個別企業助成コース・介護福祉機器等助成）
- ・建設労働者確保育成助成金（建設広域教育訓練コース（施設等設置等経費助成）、作業員宿舎等設置コース）
- ・中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金
- ・地域求職者雇用奨励金
- ・地域再生中小企業創業助成金
- ・受給資格者創業支援助成金

2回目以降の支給申請

■ 2回目以降の支給申請時期

完了日の1年後を2回目の「支給基準日」、完了日の2年後を3回目の「支給基準日」とし、その翌日から起算して2か月以内に支給申請を行う必要があります。



■ 第2回、第3回支給申請書に添付する書類

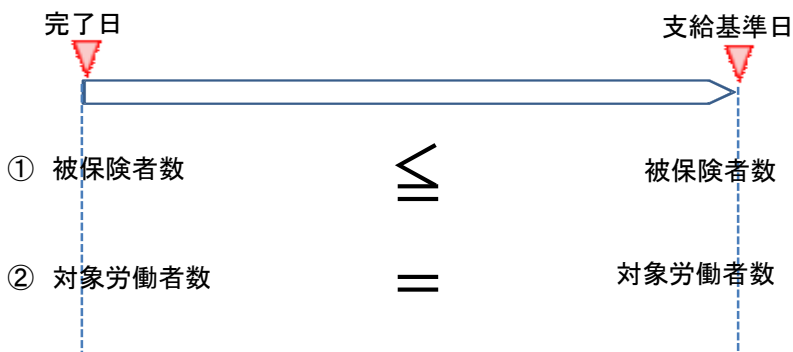
以下の書類を添付してください。労働局長が他の書類の提出を求める場合もあります。

事業所の証明	支給要件確認申立書(共通様式第1号)、支給決定通知書(地様式第10号)、事業所状況等申立書(地様式第13号)、対象労働者認定通知書(地様式第15号)
対象労働者の就業証明 (補充者分を含む)	賃金台帳(写)、出勤簿(写) など
補充者の雇入れの証明 (補充者分のみ)	対象労働者申告書(地様式第14号)、雇用状況等申立書(地様式第16号)、住民票など住所が確認できるもの、雇用契約書または雇入れ通知書(写)、職業紹介証明書 など

■ 2回目以降の支給要件

2回目以降の支給申請を行うためには、以下の要件を満たす必要があります。

- ① それぞれの支給基準日における当該事業所の被保険者数が、完了日における被保険者数以上であること
- ② それぞれの支給基準日において、対象労働者数が維持されていること※

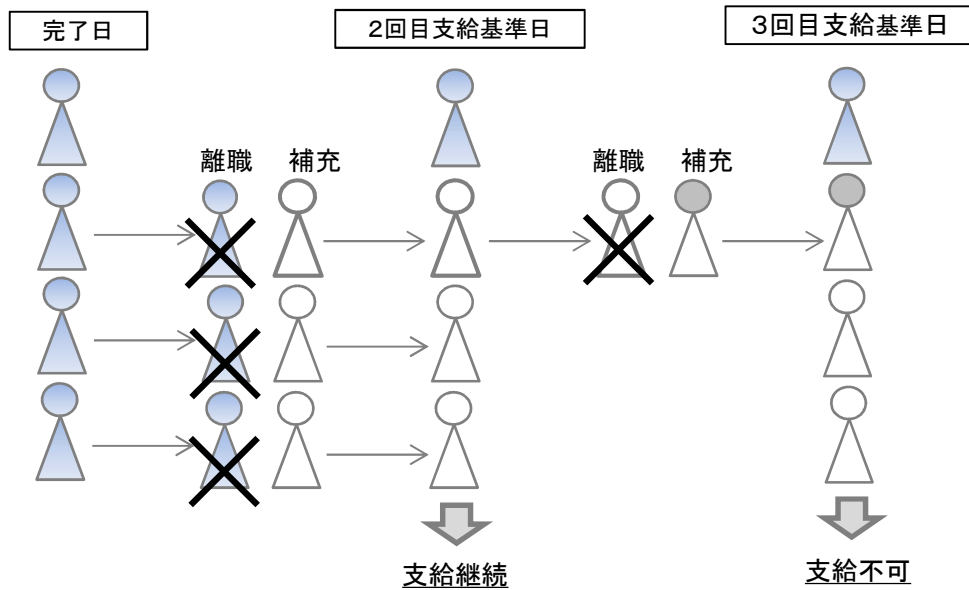


※対象労働者が定着するよう努めてください。やむを得ない事情で対象労働者が離職した場合は、離職した対象労働者に相当する補充者(19条参照)を一定期間内に雇い入れていけば、対象労働者数は維持されたものとします。

- ③ それぞれの支給基準日において、対象労働者数の1/2を超え、かつ4人以上の対象労働者および対象労働者の補充者が離職していないこと

【③の例】対象労働者が4人の場合

判定基準：対象労働者4人のうち、支給基準日までに離職者が2人を超え、かつ、補充者を含めた離職者の合計が4人以上か否か。（→ 4人離職で支給不可）



○ 2回目支給基準日の判定

対象労働者の1/2を超える3人が離職したが、4人以上にはなっていないため、支給は継続される。

○ 3回目支給基準日の判定

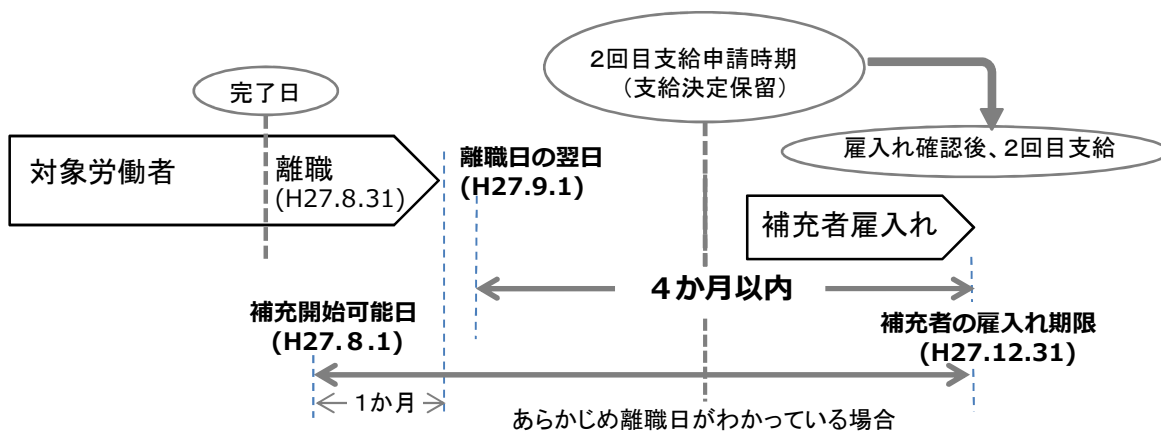
2回目までに対象労働者のうち3人離職して、さらに2回目から3回目の間に補充者1人が離職し、合計で4人離職したため、不支給となる。

■ 補充者の雇入れ方法

完了日以降に対象労働者が離職した場合は、離職した対象労働者に相当する補充者を雇い入れてください。

被補充者	補充者
地域求職者	・地域求職者
過疎等雇用改善地域求職者	・過疎等雇用改善地域求職者 ・移転求職者
移転求職者	・過疎等雇用改善地域求職者 ・移転求職者
過疎等雇用改善地域転任者	・過疎等雇用改善地域求職者 ・移転求職者 ・過疎等雇用改善地域転任者

- 補充者は、対象労働者が離職した日の翌日から4か月以内に雇い入れてください。
- 補充者も、同意雇用開発促進地域および過疎等雇用改善地域の別で、それぞれの地域区分で認められる対象労働者の要件を満たすことが必要です。
- 補充者を雇い入れる前に、次の支給基準日が到来した場合は、支給申請書の提出期限内（18日）に、支給申請書を提出してください。補充者の雇入れを確認した後に支給決定を行いますので、対象労働者の離職後4か月以内に雇い入れたことを証明する書類（16日「対象労働者の証明」）を速やかに労働局に提出してください。



- あらかじめ対象労働者が離職する時期がわかっている場合は、離職予定日の1か月前から補充者を雇い入れることができます。
- 対象労働者が関係会社等への出向や研修などにより、事業所の被保険者でなくなる場合も、4か月以内に補充者を雇い入れる必要があります。ただし、出向や研修などが一時的であり、4か月以内に再び元の事業所（対象労働者として雇入れを行った事業所）の被保険者となった場合は、離職者として取り扱いません。

支給にあたっての注意

- 原則として、提出された書類により審査を行います。不正受給を防止する観点から、一度提出された書類について、事業主の都合などによる差し替えや訂正を行うことはできませんので、慎重に確認した上で提出するようお願いします。
- 提出された書類について、管轄労働局長が期間を定めて補正を求めることがあります。必ず指定された期間内に補正を行うようにしてください。補正が期限までに適切に行われない場合、奨励金は支給されません。
- この奨励金は国の助成金制度の一つですので、受給した事業主は国の会計検査の対象となることがあります。対象となった場合は、書類の提出など検査へのご協力をお願いいたします。
- 偽りその他不正行為※により本来受けることのできない奨励金の支給を受け、または受けようとした場合、奨励金は不支給、または支給を取り消します。この場合、すでに支給された奨励金は、全部または一部の返還が必要です。
- 不正行為をすると、以後3年間、雇用保険二事業（以下「二事業」）の各種給付金を受けることができなくなります。
- 不正行為の内容によっては、刑事告発することもあります。

※ 不正行為とは、詐欺、脅迫、贈賄など刑法各本条に抵触する行為を含むことはもちろん、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に二事業の各種給付金等の支給に関する申請書に虚偽の記載をしたり、偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない二事業の各種給付金等の支給を受けること、または、受けようとするをいいます。

奨励金の適正な申請にご協力をお願いいたします。



(平成27年4月現在)

*詳細は、最寄りの労働局またはハローワーク（公共職業安定所）にお尋ねください。